

栄町地域防災計画

共通編

【第1章 総則】

目 次

第1章 総則	共通-1
第1節 計画の性格	共通-1
1 計画の目的	共通-1
2 計画の位置づけ	共通-1
3 計画の構成	共通-2
4 計画の修正	共通-5
5 計画の習熟及び周知	共通-5
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	共通-6
1 町	共通-6
2 県	共通-6
3 指定地方行政機関	共通-7
4 自衛隊	共通-11
5 指定公共機関	共通-11
6 指定地方公共機関	共通-13
7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	共通-14
8 警察機関	共通-15
第3節 町民、自主防災組織及び事業所等の役割	共通-16
1 町民の果たす役割（自助）	共通-16
2 自主防災組織の果たす役割（共助）	共通-16
3 事業所等の果たす役割	共通-16
4 ボランティア団体の果たす役割	共通-16
第4節 災害環境	共通-17
1 位置	共通-17
2 自然環境	共通-17
3 社会環境	共通-19
4 既往災害	共通-20
5 想定災害	共通-21
第5節 災害対策の基本方針	共通-29
1 災害リスクを踏まえたまちづくりの推進	共通-29
2 自助・共助・公助による被害の軽減	共通-29
3 庁内体制の強化	共通-29
4 要配慮者への支援	共通-30
5 男女共同参画の視点	共通-30
6 広域連携体制の構築及び避難対策の推進	共通-30
7 避難対策の推進	共通-30

第1章 総則

第1節 計画の性格

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第42条及び栄町防災会議条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、栄町防災会議が作成する計画であって、栄町の地域にかかる災害対策等を実施するに当たり、町、県及び関係機関、公共的団体及び町民等が総力を結集し、平常時からの災害に対する備えと災害時の適切な対応を定め、社会秩序の維持と公共の福祉の向上を図ることを目的とする。

本計画を推進するに当たっては、社会情勢の変化及び本町のまちづくりの施策等を考慮して、「安全で安心してらせるまちづくり」を基本理念とし、町民等の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、地域の防災対策の強化を含めた総合的な防災体制の整備を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

なお、本計画に基づく施策推進に当たっては、平成27年9月の国連サミットで採択された、国際社会が丸となって令和12年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

2 計画の位置づけ

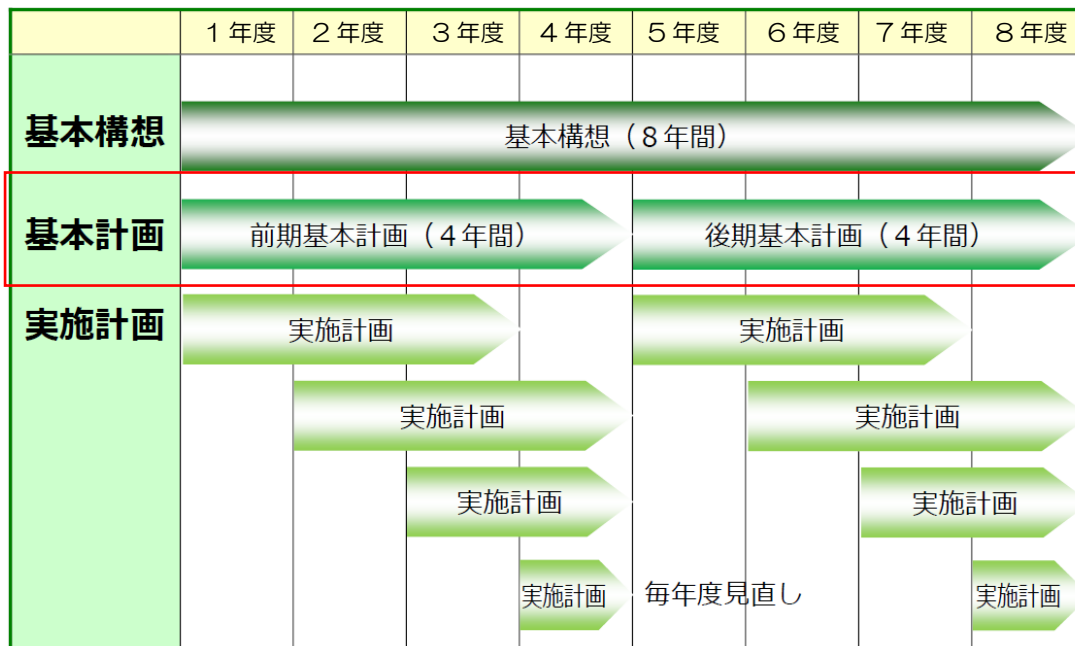
(1) 栄町基本計画との関係

栄町基本計画は、基本構想に掲げる町の将来像を実現するために、基本構想に従って具体的な施策を定めるもので、それらの施策を推進するための指針となるものである。

その期間は、社会経済情勢の変化や本町の財政状況等に対応し、実効性の高い計画とするため、基本構想期間を令和元年度から令和8年度を目標年次とする8年間とし、基本計画はこの基本構想期間の8年間で前期・後期に分け、各4年間としている。

この計画に基づき、防災対策をはじめ、各種の施策を効果的に展開することにより、総合的なまちづくり事業を推進し、はじめてその目標とする町民等の生命、身体及び財産を災害から守るものである。

【栄町基本計画の期間】



※栄町第5次総合計画より

(2) 千葉県地域防災計画との関係

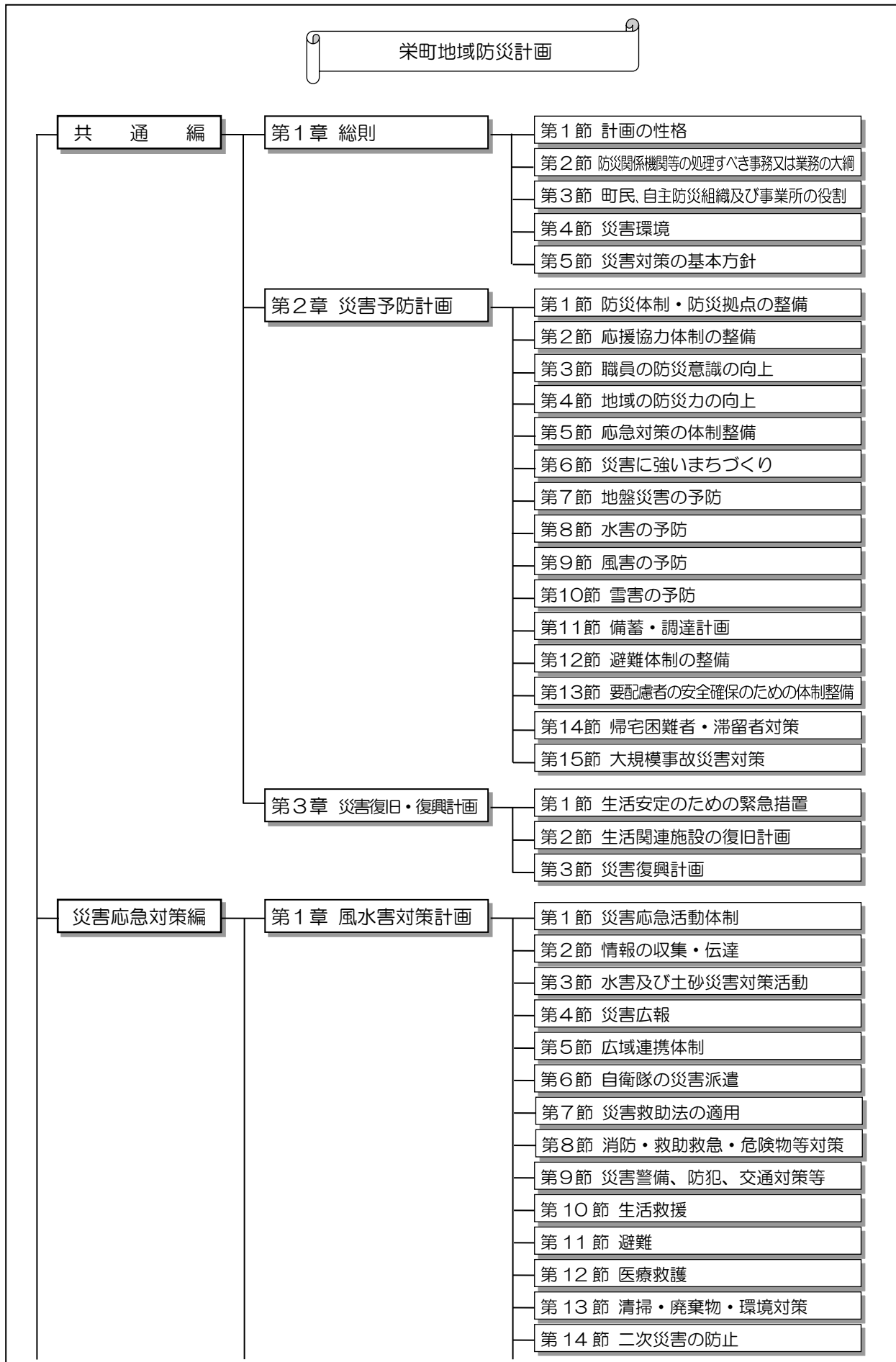
この計画は、災対法（昭和36年法律第223号）に基づき、栄町の区域に係る災害から町民の生命及び財産を守ることを目的として策定するものであり、国が作成する防災基本計画及び千葉県地域防災計画と整合性を図る。

3 計画の構成

本計画は、栄町において想定される災害に対して、次の事項について定める。

(1) 災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に軽減するための事前措置について基本的な計画を定める。
(2) 災害応急対策計画	災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための措置並びに被害者に対する応急的援助の措置について基本的な計画を定める。
(3) 災害復旧・復興計画	災害復旧の実施に当たっての基本的な方針について定める。

栄町地域防災計画の構成



共通編

第2章 地震対策計画

- 第15節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬
- 第16節 ライフライン施設等の応急対策
- 第17節 社会教育施設・文化財における安全対策
- 第18節 住宅対策
- 第19節 ボランティアへの対応
- 第20節 要配慮者への支援
- 第21節 帰宅困難者への支援

- 第1節 災害応急活動体制
- 第2節 情報の収集・伝達
- 第3節 災害広報
- 第4節 広域連携体制
- 第5節 自衛隊の災害派遣
- 第6節 災害救助法の適用
- 第7節 消防・救助救急・危険物等対策
- 第8節 災害警備、防犯、交通対策等
- 第9節 生活救援
- 第10節 避難
- 第11節 医療救護
- 第12節 清掃・廃棄物・環境対策
- 第13節 二次災害の防止
- 第14節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬
- 第15節 ライフライン施設等の応急対策
- 第16節 社会教育施設・文化財における安全対策
- 第17節 住宅対策
- 第18節 ボランティアへの対応
- 第19節 要配慮者への支援
- 第20節 帰宅困難者への支援
- 第21節 その他想定地震に対する対策

第3章 大規模事故災害応急対策計画

- 第1節 町で懸念される大規模事故災害
- 第2節 大規模火災対策計画
- 第3節 危険物等災害対策計画
- 第4節 航空機事故災害対策計画
- 第5節 鉄道事故災害対策計画
- 第6節 道路事故災害対策計画
- 第7節 放射性物質事故対策計画
- 第8節 停電対策計画
- 第9節 感染症対策計画

資料編

4 計画の修正

この計画は、防災に関する恒久的な基本計画であるが、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 1 項の規定により社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿った計画にするため、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを速やかに修正する。なお、修正に当たっては、災対法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 5 項の規定により県知事に対して修正後に報告する。

5 計画の習熟及び周知

この計画は、町の職員及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、町民等にも広く周知する。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務
栄町	(1) 栄町防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 (3) 災害時における災害に関する被害状況の調査、報告と情報の収集に関すること。 (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。 (5) 被災者の救助及び保護に関すること。 (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保に関すること。 (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 (8) 被災町営施設の応急対策に関すること。 (9) 災害時における文化・教育対策に関すること。 (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 (12) 被災施設の復旧に関すること。 (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (14) 近隣市町間の相互応援協力に関すること。 (15) 被災者生活再建支援法に関すること。

2 県

栄町が関係する機関としては、次のとおりであり、千葉県地域防災計画に基づき栄町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

機関の名称	処理すべき事務又は業務
印旛地域振興事務所	(1) 栄町が処理する事務、事業の指導及びあっせん等に関すること。 (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること。 (3) その他災害の防除と拡大の防止に関すること。 (4) リエゾンに関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務
印旛健康福祉センター 【印旛保健所】	(1) 健康衛生関係の被害状況の収集に関すること。 (2) 医療救護に関すること。 (3) 感染症の予防その他保健衛生に関すること。 (4) 災害救助に関する連絡・調整に関すること。
印旛土木事務所	(1) 県の所管に係る河川、道路及び橋梁の保全に関すること。 (2) 水防に関すること。
印旛農業事務所	(1) 農地、農業用施設の防災及び災害復旧に関すること。 (2) 農作物等の被害調査に関すること。 (3) 災害応急対策の指導及び各種相談に関すること。
北総教育事務所	(1) 災害時における文化・教育対策の指導に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務
関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。 (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。 (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。 (5) 津波、噴火警報等の伝達に関すること。
関東総合通信局	(1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 (2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局千葉財務事務所	(1) 立会関係 ア 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること。 (2) 融資関係 ア 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること。 イ 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務
	<p>(3) 国有財産関係</p> <p>ア 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。</p> <p>イ 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。</p> <p>ウ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること。</p> <p>エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること。</p> <p>オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること。</p> <p>カ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること。</p> <p>(4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係</p> <p>ア 災害関係の融資に関すること。</p> <p>イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること。</p> <p>ウ 手形交換、休日営業等に関すること。</p> <p>エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること。</p> <p>オ 営業停止等における対応に関すること。</p>
関東信越厚生局	<p>(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。</p> <p>(2) 関係職員の派遣に関すること。</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整に関すること。</p>
千葉労働局	<p>(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。</p> <p>(2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること。</p>
関東農政局	<p>(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。</p> <p>(2) 応急用食料・物資の支援に関すること。</p> <p>(3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること。</p> <p>(4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。</p> <p>(5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。</p> <p>(6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること。</p> <p>(7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。</p> <p>(8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。</p> <p>(9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。</p>

機関の名称	処理すべき事務又は業務
	(10) 被害農業者に対する金融対策に関すること。
関東森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。
関東地方整備局	(1) 災害予防 ア 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 イ 通信施設等の整備に関すること。 ウ 公共施設等の整備に関すること。 エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 オ 官庁施設の災害予防措置に関すること。 カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること。 キ 豪雪害の予防に関すること。 (2) 災害応急対策 ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること。 イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。 ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 エ 災害時における復旧資材の確保に関すること。 オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。 カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。 キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。 ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。 (3) 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図る。

機関の名称	処理すべき事務又は業務
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する こと。 (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関するこ と。 (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。 (4) 災害時における応急海上輸送に関すること。 (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること。
成田空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するた めの必要な措置に関すること。 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 (3) 地殻変動の監視に関すること。
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関するこ と。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に 限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関 すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関す ること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
第三管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。 (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交 通制限に関すること。 (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関す ること。 (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助 に関すること。
関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する こと。

機関の名称	処理すべき事務又は業務
	(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 (3) 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。 (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。
北関東防衛局	(1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務
自衛隊	(1) 災害派遣の準備 ア 防災関係資料の基礎調査に関すること。 イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 ウ 防災資材の整備及び点検に関すること。 エ 町地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に吻合した防災に関する訓練の実施に関すること。 (2) 災害派遣の実施 ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。 イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。 ウ リエゾンに関すること。

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務
東日本電信電話株式会社	(1) 電気通信施設の整備に関すること。
株式会社NTTドコモ	(2) 災害時における緊急通話の取扱いに関すること。
NTTコミュニケーションズ株式会社	(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務
日本赤十字社千葉県支部	(1) 医療救護に関すること。 (2) こころのケアに関すること。 (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること。 (4) 血液製剤の供給に関すること。 (5) 義援金の受付及び配分に関すること。 (6) その他応急対応に必要な業務に関すること。
日本放送協会	(1) 県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。 (4) 被災者の受信対策に関すること。
東日本高速道路株式会社	(1) 東日本高速道路の保全に関すること。 (2) 東日本高速道路の災害復旧に関すること。 (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
独立行政法人水資源機構	(1) 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は改築及び維持管理に関すること。 (2) 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
成田国際空港株式会社	(1) 災害時における空港の運用に関すること。 (2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること。 (3) 帰宅困難者対策に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の保全に関すること。 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 (3) 帰宅困難者対策に関すること。
日本貨物鉄道株式会社	(1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。
東京ガス株式会社 東日本ガス株式会社 日本瓦斯株式会社 堀川産業株式会社 東京ガスエネルギー	(1) ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務
東京電力パワーグリッド株式会社	(1) 災害時における電力供給に関すること。 (2) 被害施設の応急対策と災害復旧に関すること。
KDD I 株式会社	(1) 電気通信施設の整備に関すること。 (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関すること。 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の整備に関すること。 (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関すること。 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。 オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。 (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務
各土地改良区等	(1) 農地の用水及び排水施設の管理に関すること。
千葉県長沼水害予防組合	(1) 栄町矢口地先より、成田市下総地区にいたる利根川、並びに根木名川等組合の所管に係る河川の水害防御及び樋門等の管理に関すること。 (2) 水防施設資材の整備に関すること。 (3) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。 (4) 水防活動に関すること。
印旛利根川水防事務組合	(1) 利根川右岸印西市竹袋（旧手賀沼堰樋）より栄町矢口入口までの一級水系にかかる洪水による水災の警戒防御に関すること。 (2) 水防施設資材の整備に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務
	(3) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。 (4) 水防活動に関すること。
日本瓦斯株式会社 東日本ガス株式会社	(1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
一般社団法人千葉県薬剤師会	(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。
公益社団法人千葉県看護協会	(1) 医療救護活動に関すること。 (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務
長門川水道企業団	(1) 災害時における飲料水確保に関すること。 (2) 水道施設の復旧に関すること。
印西地区衛生組合	(1) し尿の処理に関すること。
西印旛農業協同組合	(1) 県及び町が行なう被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 農作物等の被害応急対策に関すること。 (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (4) 被災農家に対する融資あっせんに関すること。
印旛市郡医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること。 (2) 医師会医療機関との連絡調整に関すること。 (3) 死体の検視の協力援助に関すること。
印旛郡市歯科医師会	(1) 歯科医療に関すること。 (2) 歯科医師会医療機関との連絡調整に関すること。 (3) 死体の検視の協力援助に関すること。
社会福祉法人栄町社会福祉協議会	(1) 地元の機関、団体との調整に関すること。 (2) 要援護者の安否確認に関すること。 (3) 外部からの支援の受入に関すること。 (4) 被災者の生活支援策の提案に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務
	(5) ボランティアによる災害救援活動の推進に関すること。 (6) 被災状況及び支援の要否判断の発信に関すること。 (7) 協働が促進される場の提供に関すること。 (8) 災害復興に向けたまちづくりへの参画に関すること。
印旛郡市薬剤師会	(1) 医薬品等の調達、供給管理に関すること。 (2) 地区薬剤師との連絡調整に関すること。
印西地区環境整備事業組合	(1) 災害時における一般家庭ごみ及び一般廃棄物の処理に関すること。 (2) 災害ごみ（災害廃棄物）処理の協力に関すること。

8 警察機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務
千葉県成田警察署及び千葉県印西警察署	(1) 警備並びに情報の収集、伝達に関すること。 (2) 被災者の救助及び避難誘導に関すること。 (3) 死体（行方不明者）の捜索並びに現場検証（検視等）に関すること。 (4) 交通規制に関すること。 (5) 交通信号施設等の保全に関すること。 (6) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。

第3節 町民、自主防災組織及び事業所等の役割

町民、自主防災組織、事業所等及びボランティア団体は、町と連携し、概ね次の役割を担う。

1 町民の果たす役割（自助）

自ら災害に備えるため、注意報や警報等発令時のとるべき行動の確認や食料・飲料水の備蓄、非常炊き出し品の準備等に取り組み、県及び町等が実施する防災対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与すること。

2 自主防災組織の果たす役割（共助）

地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めるとともに、栄町が行う防災対策に協力するよう努めること。

地域における活動の活性化を図るため、地域のリーダーを育成し、防災知識の普及を図るため、まちづくり大学等の講座や研修会を開催し地域の指導員の育成を図り、既存の自主防災組織の活性化を図ると共に、地域事情を考慮した新たな自主防災組織の構築を図り、防災体制の構築を促進すること。

3 事業所等の果たす役割

事業所における防止対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与すること。

特に浸水想定区域及び土砂災害区域内の事業所については、避難確保計画の立案と訓練を確実にすること。

4 ボランティア団体の果たす役割

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。

第4節 災害環境

1 位置

本町は、千葉県の北部、利根川流域に位置し、東は成田市、南は印旛沼、西は印西市、北は利根川をはさんで茨城県河内町及び利根町に接し、東京都心より45 km圏に入り、千葉市から35 kmの距離で、成田国際空港へは10 kmのところのところに位置する。

2 自然環境

(1) 地形

本町の地形は、千葉県北部に広く分布する「下総台地」と呼ばれる洪積台地と、利根川及び長門川によって開析された沖積低地に分けることができ、東西に約12 km、南北に約5 kmで東西に細長く、東部一帯は高台で、山林、畑が多く、南部及び西北部は平坦で豊かな水田地帯が広がっている。

低地部は標高2～5m程度の平坦な地形面を形成し、台地部は標高20～30m程度で、樹枝状に形成された支谷が多く見られ、起伏の多い地形面となっている。

また、安食付近では利根川から印旛沼に流入する将監川（農業用水路）、長門川によって逆三角州（逆デルタ）が形成されている。

斜面部は、町東部の北辺田、興津、麻生、龍角寺の台地周辺や、安食の人工的に改変された区域付近に分布している。

台地・段丘部は町東部の北辺田、興津、麻生、龍角寺付近で、「下総台地」と呼ばれる洪積台地が見られる。栄町に分布している台地の大半は台地の上位面に属する。

台地・段丘の地盤は、砂礫層の厚さによらず、一般的に良好で地震に対しても安定している。

山麓堆積地形部は、町東部の台地周辺の斜面沿いに若干見られ、山麓堆積地形は概ね砂礫層から構成されている。

(2) 地質

地質は、表面地質は第四紀層から構成されている。町東部の台地の地域は主に洪積層からなり、その他の低地は沖積層で構成されている。

洪積層からなる台地は、上位から関東ローム層（立川、武蔵ローム層）、凝灰質粘土層（下末吉ローム層）、成田層（細砂を主体とした地層）で構成されている。

一方、沖積層からなる低地部は河岸の周辺と内陸部で異なり、河岸周辺は主に砂質土層によって構成されているが、内陸部に進むにつれて軟弱な粘土層が厚く堆積している。なお、栄町における表層地質の層序は表のとおりである。

表層地質の層序

時代		層 郡	地 層
第四紀	沖積世		沖 積 層
	洪積世	関東ローム層	立 川 〇 ー ム 層
			武 蔵 野 〇 ー ム 層
			下 末 吉 〇 ー ム 層
		下総層群	木 下 部 層
			上 岩 橋 部 層
			清 川 部 層

また、国土調査（龍ヶ崎・佐原・潮来 [1983 年版]、佐倉 [1980 年版]、成田 [1982 年版]）によれば、町の表層は以下の地質で構成されている。

- ア 埋立地堆積物
- イ 現河床堆積物
- ウ 泥がち堆積物
- エ 砂がち堆積物
- オ 砂1（木下部層および上岩橋部層）
- カ 砂2（清川部層）
- キ ローム層（立川ローム層、武蔵野ローム層、下末吉ローム層）

(3) 気象

栄町に最も近い気象観測所である成田観測所において観測された令和 3 年の最低気温は -7.4°C 、最高気温は 34.1°C であり、比較的恵まれた気候である。また、近年、1 日の最大降水量が 100mm を超える場合が見られ、平成 25 年に 215.5mm を観測している。

風向は、年間を通して北風が多く特に冬は筑波おろし即ち北西の季節風が多い。

以上のような状況から年間を通して非常に恵まれた気候であり、筑波山や日光連山、富士山を遠く望み、町内一円に緑が豊富で空気のきれいな町である。

(4) 河川

栄町の水系は、将監川、長門川、利根川の 3 水系があり、町の雨水等の排水を担っている。町西部の水田地帯には、流路延長約 5.3 km の将監川があり、安食地区市街地のすぐ西側で長門川と合流している。この将監川は、町の北部に位置する利根川と分水区をなして、町の西部の約 337ha の排水を分担している。

また、安食地区市街地の西側を印旛沼から利根川へ通じる長門川は、流路延長約 5.7 km で安食地区市街地を含めた町中央部の約 760ha の排水を、町の東部では成田市にまたがって発達した台地の地域と利根川沿いに発達した水田地帯の約 2,215ha の排水を利根川が担っている。

また、成田市と接する一部の東部台地約 125ha の排水については、竜台川が担っている。

3 社会環境

(1) 人口

栄町は、昭和30年12月に安食町と布鎌村が合併してできた町である。

当時の人口は、10,136人（安食町7,241人・布鎌村2,895人）であったが、その後人口減少が緩やかに進み、昭和45年には8,825人となった。

しかし、昭和50年代半ばに行なわれた民間ディベロッパーの大規模開発により、入居が開始され昭和58年以降は、年間10%前後の人口増加率が平成元年まで続いた。

本町の人口と世帯数は、令和4年4月1日現在、20,001人、9,155世帯となっている。

(2) 産業

就業者数は、平成17年をピークに減少を続けている。

また、第2次、第3次産業ともに従事者数が減少傾向にある。

（単位：人）

区分 年次	労働力人口	就業者数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和50年	4,744	4,675	2,165	882	1,683
昭和55年	5,007	4,927	1,779	943	2,194
昭和60年	6,704	6,532	1,384	1,649	3,488
平成2年	9,926	9,672	955	2,660	6,023
平成7年	12,295	11,835	778	2,932	8,115
平成12年	12,940	12,396	614	2,896	8,812
平成17年	13,372	12,535	621	2,511	9,370
平成22年	12,002	11,105	402	1,989	8,200
平成27年	11,038	10,424	428	1,876	7,868
令和2年	9,938	9,296	385	1,640	7,182

資料：国勢調査

(3) 交通

ア 道路

① 交通事情

本町における自動車保有台数は、平成19年をピークに減少を続けており、令和元年で約1万台である。近隣市町に接続する道路や圏央道に通じる道路の整備等を進められてきており、交通の利便性が向上している。

② 広域幹線道路

町内の広域幹線道路は、国道356号及び同バイパス、主要地方道成田安食線及び同バイパス、並びに主要地方道美浦栄線の4本からなっており、特に国道356号と同バイパスは、東京方面への最重要路線に位置付けられている。各道路の交通量については、平成27年道路交通センサスによると、平成22年に比べて減少している。

なお、千葉ニュータウンと成田国際空港を結ぶ幹線道路として、バイパス道路「鎌ヶ谷本埜線バイパス」の整備が進められており、そのルートの一部が栄町安食から竜角地台を通過している。

③ 都市計画道路の整備

都市計画道路は、計画延長 16.09kmのうち、10.46km（令和2年7月1日現在）完成している。この都市計画道路は、緊急時における避難路としての機能も兼ね備えているため、町民の安全で快適な生活環境を確保するためにも今後も段階的に整備していく。

イ 鉄道

本町の南側を走るJR成田線は、東京及び成田方面への通勤・通学をはじめ日常生活に欠かすことのできない交通手段である。

近年は人口減に伴い安食駅の1日当たりの乗客数も年々減少傾向にある。

（単位：人）

年次	区分	安食駅			小林駅		
		計	普通	定期	計	普通	定期
平成10年		5,304	1,063	4,241	3,157	658	2,499
平成20年		3,666	837	2,829	2,764	537	2,227
平成30年		2,532	660	1,871	1,966	472	1,494
平成31年・令和元年		2,427	628	1,799	1,953	455	1,498
令和2年		1,743	396	1,346	1,420	296	1,123
令和3年		1,818	437	1,380	1,533	354	1,178

資料：千葉県統計年鑑

4 既往災害

(1) 地震

千葉県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）、元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東日本大震災（2011年）でも広域に被害が発生している。

5 想定災害

(1) 地震

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会「相模トラフ沿いの地震活動の長期評価について」（平成16年4月）、首都直下地震モデル検討会「首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（平成25年12月）によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）等の相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当又はそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2、300年程度とされているが、本町を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性が高い状況にある。

そのため、千葉県では平成19年度及び平成26・27年度に近い将来（今後100年程度以内）千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施した。

ア 想定地震、想定条件

千葉県は、近い将来、県内に大きな影響があると考えられる以下の地震について調査した。条件については、県民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースを想定し、調査した。

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ※	地震のタイプ	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50 km	プレート内部	平成26・27年度 千葉県地震被害想定調査報告書
2	東京湾北部地震	7.3	約28 km	プレート境界	平成19年度 千葉県地震被害想定調査報告書
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43 km	プレート内部	
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14 km	活断層	

※震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ

イ 被害の概要

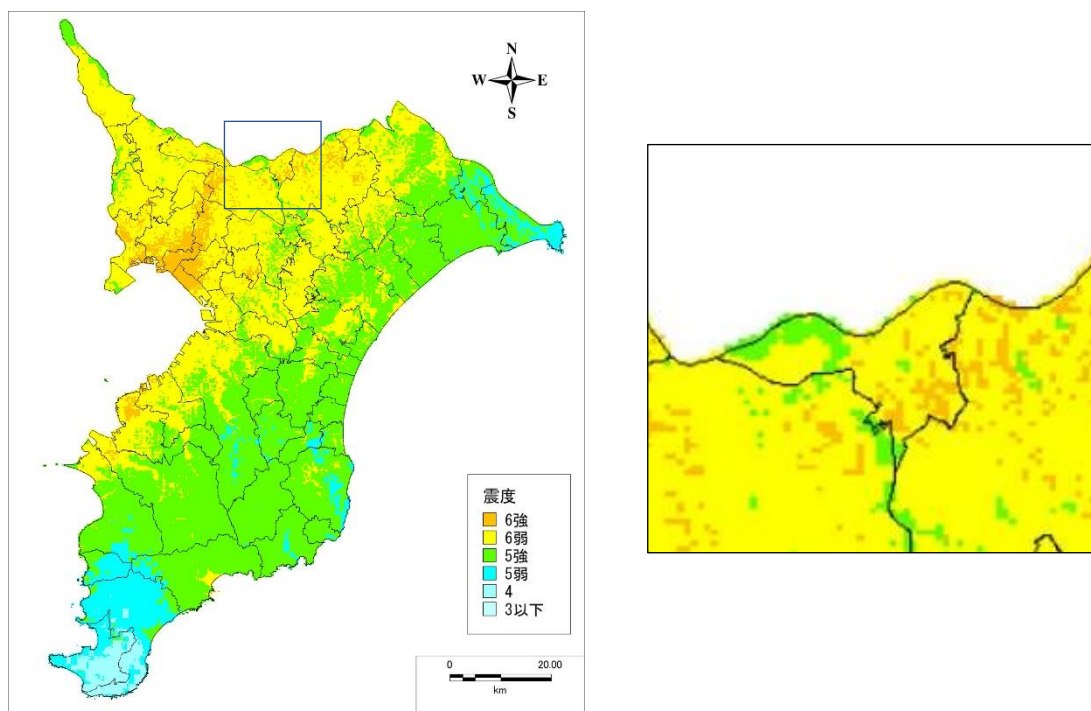
国は、南関東地域直下で今後30年間に70%程度の確率で発生するマグニチュード7程度の地震のタイプがフィリピン海プレート内であると公表し、首都機能に大きな影響を与える可能性がある地震、いわゆる首都直下地震による被害想定調査を行った。（平成25年度公表）

千葉県でも、人口が集中し建物が密集する地域における同タイプの地震として、千葉県北西部直下地震を想定した。以下に、その被害概要を中心に述べる。詳細については、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」による。

なお、東京湾北部地震は、千葉県北西部直下地震とは震源位置や地震のタイプが異なり、その発生の可能性が否定されるものではない。

① 地震動（ゆれ）

千葉県北西部直下地震により、栄町においては、町全域で 6 弱が広がり、南部地域で 6 強、北西部地域で 5 強が分布している。



「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書」より

② 建物被害と人的被害

千葉県北西部直下地震により、栄町の被害の最も大きい冬の 18 時、風速 8m/秒の場合で、建物の全壊・焼失棟数は約 320 棟となり、建物被害のほか、火災や急傾斜地崩壊、ブロック塀等の転倒等により、約 200 人の人的被害が発生すると予測される。

③ 液状化危険度

千葉県北西部直下地震により、栄町の利根川沿いにおいて一部地域で危険度「やや高い」、「高い」が存在するものの、それ以外はほぼ「低い」、「きわめて低い」が分布すると予測される。

④ 交通施設

千葉県北西部直下地震により、県内全域において、緊急輸送道路の被害箇所は、約 2,600 箇所と予測され、主に震度 6 弱以上の地域を中心に、道路の陥没や高架部の桁ずれ・段差等が生じると予測される。また、港湾施設では、57 バースで被害が発生すると予測される。

⑤ ライフライン

千葉県北西部直下地震により、町内の上水道は、最大約 1 万人の生活等に支障が生じ、都市ガスは約 5 千戸で影響があると予測される。

⑥ 避難者

千葉県北西部直下地震により、町内における避難者（避難所に避難した者と、在宅での生活に不自由を迫られる者等を含む避難所外避難者の合計）は発災1日後に840人、2週間後にはピークとなり避難者数は、3,400人と予測される。

⑦ 帰宅困難者

千葉県北西部直下地震により、通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、千葉県内全ての公共交通機関が停止した場合、町内での帰宅困難者（県民以外を含む）は790人と予測される。

⑧ エレベーターの閉じ込め

千葉県北西部直下地震により、県内の約2,500台のエレベーターで閉じ込めにつながりうるエレベーターの停止が発生し、閉じ込め者数は昼12時で約1,900人と予測される。

⑨ 直接経済被害

千葉県北西部直下地震により、県全体の建物やライフライン、交通施設等による被害額は約8兆円と予測される。

⑩ 津波による被害

元禄地震（1703年）及び延宝地震（1677年）は、ともにマグニチュード8クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、千葉県に甚大な津波被害をもたらしたとされている。元禄地震の津波シミュレーションでは、南房総市で最大津波高8.3m程度、延宝地震の津波シミュレーションでは、銚子市で最大津波高8.4m程度と推測されている。

被害想定の対象とした千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しない。

⑪ その他

国の防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。」とされている。今後の技術進歩や新たな知見によっては、最新の知見を反映させた地震被害想定調査の実施を検討する必要がある。

また、被害想定は、あくまで想定した地震（必ず発生する地震ではない）やそれに伴う津波が発生すると、どのような被害が発生するのかを確率、統計や過去のデータから推定した結果の1つであること、自然は大きな不確実性を伴うことに留意する必要がある。

栄町の主な被害想定結果（千葉県北西部直下地震・冬18時・風速8m/s）

物的被害					人的被害							
原因別建物全壊・焼失棟数（棟）					揺れ・液状化建物全壊棟数（棟）		避難者（1日後）		避難者（2週間後）		上水道機能支障（人）	都市ガス機能支障（人）
計	揺れ	液状化	急傾斜地	火災	木造	非木造	避難者（人）	うち避難所避難者（人）	避難者（人）	うち避難所避難者（人）		
320	300	20	-	-	300	10	840	500	3400	1400	10300	4670

人的被害														
死者（人）					重傷者（人）					軽傷者（人）				
計	建物倒壊等	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	急傾斜地崩壊等	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	計	建物倒壊等	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	急傾斜地崩壊等	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	計	建物倒壊等	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	急傾斜地崩壊等	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物
-	-	-	-	-	30	30	-	-	-	170	170	10	-	-

※十の位を四捨五入して表示。ただし5～99は一の位を四捨五入して表示。また、5未満（0を含む）は「-」と表示
「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」より

共通編

(2) 風水害

利根川及び利根川水系の各河川（高崎川、根木名川、長門川、旧長門川、竜台川）の想定最大規模の洪水浸水想定区域等が公表されており、また、土砂災害警戒区域等についても公表されている。

ア 外水氾濫

外水氾濫として影響のある各河川の指定概要を整理する。

利根川及び利根川水系の各河川の洪水浸水想定区域について

指定河川名	洪水浸水想定区域 図名	作成者	指定 年月日	指定の前提
利根川	利根川水系利根川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所・利根川下流河川事務所	平成29年 7月20日	利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm
利根川水系 根木名川	利根川水系根木名川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)	千葉県	令和2年 3月30日	根木名川流域の24時間総雨量668.4mm
利根川水系 高崎川	利根川水系高崎川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (印旛沼流域全体)	千葉県	令和2年 5月28日	高崎川流域の24時間雨量668.7mm
利根川水系 長門川、旧長門川	利根川水系長門川及び旧長門川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)	千葉県	令和4年 3月29日	長門川及び旧長門川流域の24時間雨量668.7mm
利根川水系 竜台川	利根川水系竜台川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)	千葉県	令和4年 3月29日	竜台川流域の24時間総雨量690mm

イ 内水氾濫（冠水等）

現在、町内での内水氾濫は想定されていないが、道路冠水等が予測されている個所情報を公表している。

箇所名称等	地番
町道 21037 号線（国道 356 号BPガード下）	栄町北 781-47
町道 24063 号線（国道 356 号BPガード下）	栄町北 80-4
町道 21057 号線（国道 356 号BPガード下）	栄町北 444-4

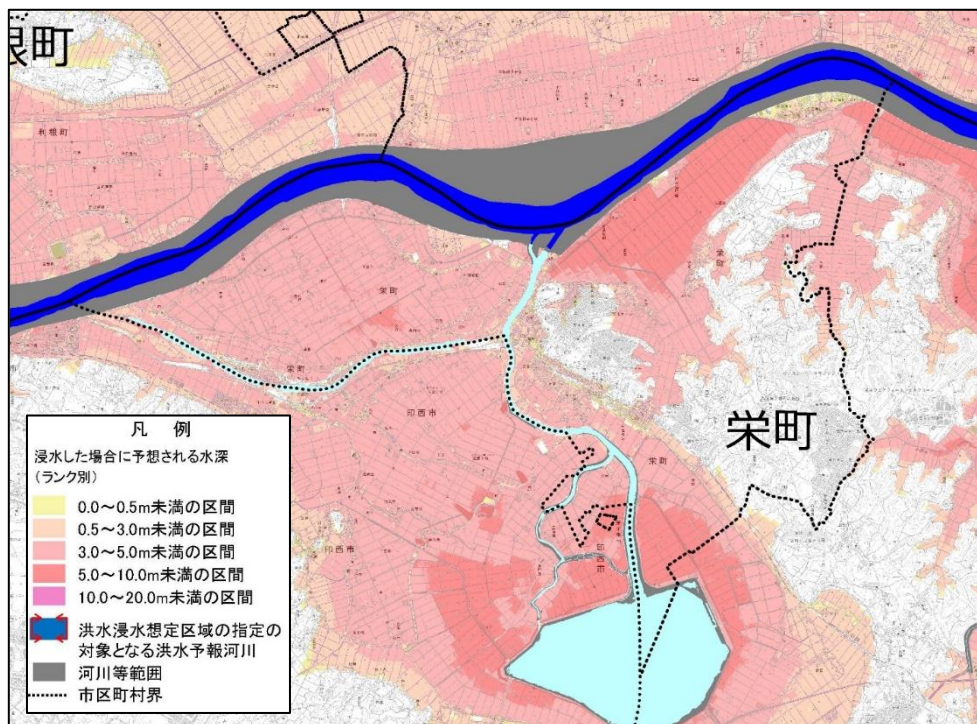
千葉国道事務所HPより

町全域に影響がある利根川の洪水浸水想定結果の概要を次のとおり整理する。

① 浸水深

想定最大規模による浸水想定区域は、概ね台地部及び矢口工業団地を除く町全域に広がっている。須賀、北辺田等の水田地帯で5～10mの浸水深となる区域が広がり、また3～5mの浸水深の区域が広範にわたっている。また、市街化区域においては、下埜地区のふじみ橋付近で3～5mとなるほか、低地部に位置する旧市街や安食駅周辺で床上浸水となる可能性のある0.5～3mと予測されている。

想定最大規模による浸水想定区域（浸水深）



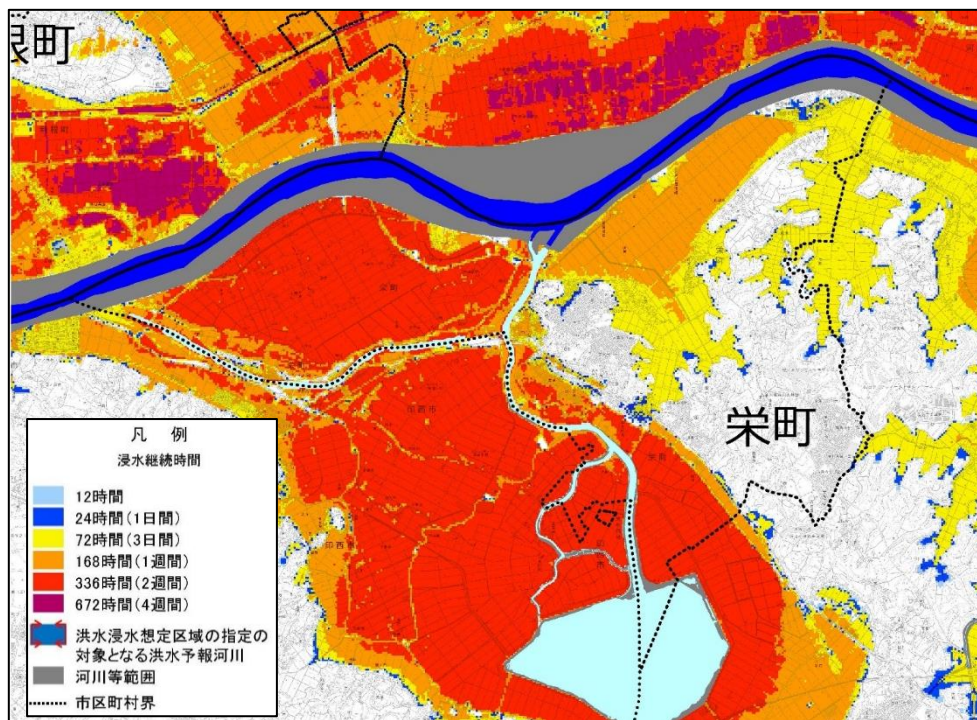
国土交通省 HP より

② 浸水継続時間

浸水継続時間（浸水深が 0.5m になってから 0.5m を下回るまでの時間の最大値）は、長門川の西側の区域や安食駅南側の長門川沿いの区域等で 336 時間（2 週間）となることが予測されるほか、72 時間（3 日間）の区域が広域に及び等、避難期間が長期化することが考えられる。

市街化区域においては、下埜地区の長門川沿いの区域や旧市街地の栄安食郵便局周辺、安食駅前地区では安食駅前郵便局の周辺等において 168 時間（1 週間）、その他の区域で 72 時間（3 日間）となることが予測されている。

想定最大規模による浸水想定区域（浸水継続時間）



国土交通省 HP より

③ 氾濫流による家屋倒壊等リスク

氾濫流による家屋倒壊等は、利根川に近接した低地部に広がっており、洪水氾濫流により一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域として示されている。

市街化区域でリスクのある区域は限定的であるが、下埜地区のふじみ橋北側付近で、氾濫流による家屋倒壊等が予測されている。

イ 土砂災害

市街化区域内における、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、千葉県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」と言う。）に基づき、現在で24箇所を指定・告示している。

これらの区域は、いずれも台地部と低地部の境に位置し、急傾斜地の崩落（がけ崩れ）の恐れがあるとして指定されたもので、急傾斜地の下面に人家等が立地している。

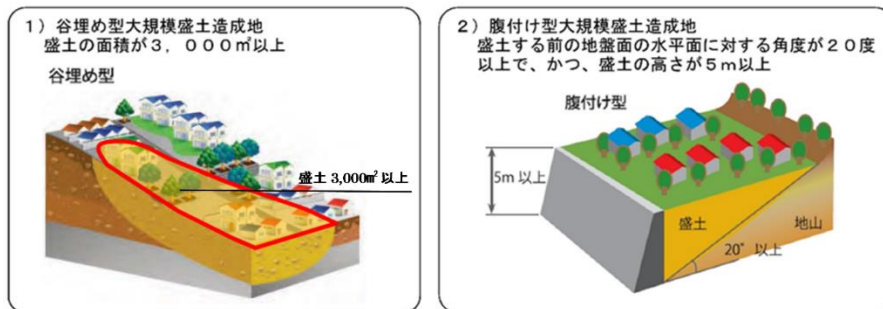
(3) 大規模盛土造成地

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大地震発生時に、谷や斜面に盛土した大規模な造成宅地（大規模盛土造成地）において、盛土の地滑りの変動（滑動崩落）が生じ、崩れや土砂の流出等による被害が発生している。

このような大地震等による大規模盛土造成地の滑動崩落への対策を進めるため、千葉県は、造成前後の航空写真や地図等を用いて、既存宅地における大規模盛土造成地の有無等の調査（第一次スクリーニング）を実施した。

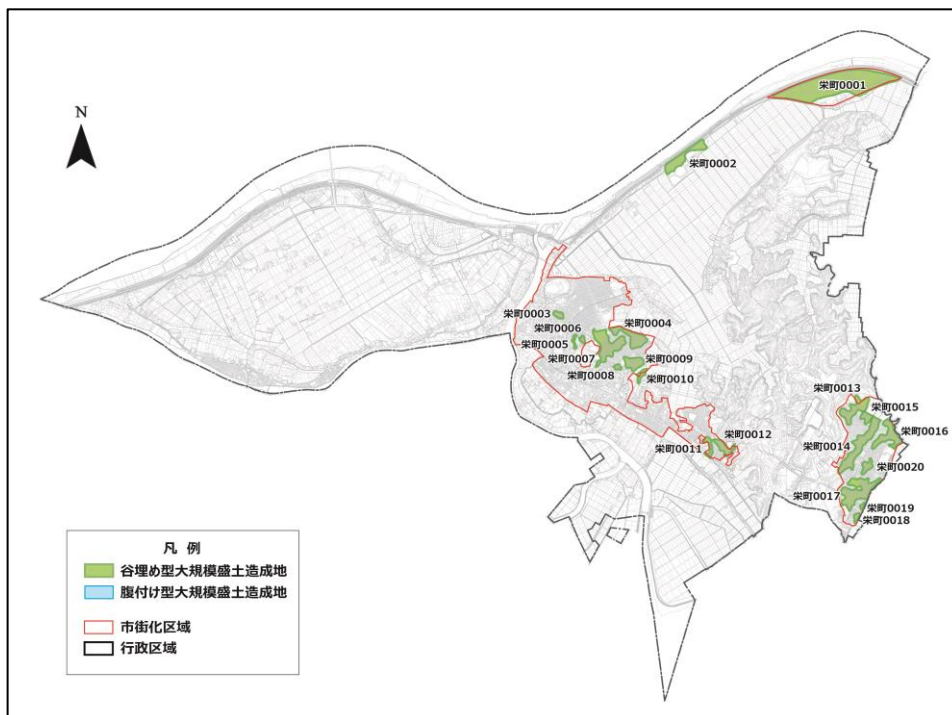
本町では、この結果に基づき「大規模盛土造成地マップ」を下図のとおり作成・公表している。

大規模盛土造成地の要件



出典：国土交通省HP

大規模盛土造成地マップ（栄町：2019年度公表）



第5節 災害対策の基本方針

計画の上位計画である国の防災基本計画、県の千葉県地域防災計画、東日本大震災をはじめとする大規模災害における教訓等を参考に、災害対策の基本方針を次のように定める。

1 災害リスクを踏まえたまちづくりの推進

町民の避難対策の強化や、災害時の危機管理体制の充実を図るため、栄町国土強靱化地域計画や栄町立地適正化計画の防災指針等との整合を行い、災害リスクの高い地域を抽出するとともに、リスク分析を踏まえ、市街地整備、河川・ライフラインの整備、情報伝達手段の整備等、防災・減災対策の取組方針及び具体的な取組を示し、安心・安全なまちづくりの推進に努める。

2 自助・共助・公助による被害の軽減

人口減少と少子高齢化が進行する中で、行政だけで、地域の変化や実情に応じたまちづくりを進めることには限界があり、町民と行政との協働に加え、町民同士の協働、支え合い活動の重要性はますます高まっている。

そのため、まちづくりの推進において、町民一人ひとりの参画と協働意識の高揚を図るとともに、自治組織やNPO・ボランティア団体等の住民活動団体、企業、行政等が共に考え、共に行動に移して、自助・共助・公助を効果的に機能・連携させながら、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

災害の防止又は軽減を図る場合においても、平常時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組の強化を図る。

そのため、町は家庭や地域等と連携し、小中学校での防災教育の充実や防災講演の実施等に努め、防災意識の向上に努める。

また、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考え方にに基づき、町民自ら災害に対する予防対策、出火防止、初期消火、被災者の救助・救援、避難訓練等の防災活動を自主的に行い、参加することが必要である。

更に、民間団体等と町・県との連携の取組も重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、これらの連携の輪を広げていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組を進めていく。

このような取組の強化と併せ、町や県をはじめとする防災関係機関においても、町民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、同時発生災害や地震、風水害等の様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助の連携により、町内全域の防災力の向上を図っていく。

3 庁内体制の強化

全国的に過去の災害を振り返ると、資源（人、物、情報等）の制約による初動対応の遅れにより、被害が拡大する場面・状況が見受けられた。特に、「人」は、災害応急対策の意思決定や業務遂行において重要であり、体制を強化することが重要である。

町は、災害応急対策における責務や役割の周知、定期的な防災教育や防災訓練を実施するとともに、関係各課は、計画の事務分掌に基づき業務継続計画を踏まえたマニュアル等の作成に努める。一方で、町単独の災害応急対策が困難な場合を想定し、防災関係機関等との協定締結や訓練等を実施することで、連携を強化する。

4 要配慮者への支援

高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害等の内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障等、避難行動や避難生活に関して様々な支障を抱えており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

本町でも、今後更なる対策の充実が求められているところであり、避難行動要支援者登録制度に基づく要配慮者の安否確認や避難支援を実施するため、自主防災組織等と連携して地域で支援する体制を整備するとともに、避難所においては、要配慮者へのきめこまかな各種備蓄品等を整備する。

5 男女共同参画の視点

東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布等、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、多様性を考慮した防災体制の確立を図る。

6 広域連携体制の構築及び避難対策の推進

中央防災会議が想定している最も切迫性の高い（30年間に70%の確率で発生）首都直下のM7クラスの地震が発生した場合、首都圏における被害は、全壊及び焼失棟数が約610,000棟、死者数が約23,000人と予測されている（「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月、中央防災会議））。この予測結果は、内閣府等の首都直下地震による受援等の対応の前提地震とされている。

そのため、このような大規模災害が発生した場合、行政区域を超えた広い範囲の被災により、近隣の自治体や関係団体等からの支援が受けられない可能性も高く、また、遠隔地の自治体や事業所等と連携を図る等、物資確保や要員の応援を受けられる体制を構築する必要がある。

7 避難対策の推進

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設や運営等安全対策を徹底する必要がある。

更に、分散避難や垂直避難等、各々が確実に避難できる手段を整理し、避難所・福祉避難

所の指定、情報連絡体制の整備等の避難に関わる施策の拡充をしていく。